

第 86 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 3 年 8 月 19 日（木） 14：00～16：00
場 所	大津合同庁舎 7 階 7-A 会議室
出席委員	杉浦委員長、小林委員、中本委員、福山委員

結果

該当期間の入札契約手続きに問題は見られなかった。

議題（1） 滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

（令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月）

事務局	<p>下記資料を事務局より説明</p> <p>（資料 1） 入札方式別発注工事総括表</p> <p>（資料 2） 入札方式別発注工事一覧表</p> <p>（資料 3） 入札参加停止等の運用状況一覧表</p> <p>（資料 4） 審議対象工事等一覧</p> <p>（資料 5） 滋賀県発注工事等落札率の推移</p> <p>（資料 6） 落札決定誤りの状況一覧表</p>
委員	<p>コロナは入札契約に影響したか。昨年度のコロナの状況と今年度のコロナの状況に違い等はあるか。</p>
事務局	<p>特に影響は見受けられない。契約後の検査等については、リモート等を活用するなど省力化が進むなど変化がある。資材調達や人流の抑制により工期や履行期間に影響が出る場合は受注者からの申出により中止等の措置をするなどして対応している。</p>
委員	<p>3 月の契約日が多数みられるが何か理由はあるのか。</p>
事務局	<p>債務負担行為で予算を確保した上で 3 月に契約し 4 月から業務を開始する案件の存在や、発注事務の平準化から極端に 4 月等に偏った発注時期とならないようにしていることが影響していると考えられる。</p>
委員	<p>入札参加停止案件について、措置事務にあたり情報はどのように入手しているのか。</p>
事務局	<p>逮捕の新聞報道や措置対象業者にヒアリングするなど様々である。</p>
委員	<p>措置の効力などは遡るのか</p>
事務局	<p>遡らない。措置基準に該当した事実をもって措置を行うことになる。</p>

委員	措置基準は何か参考にしているのか。
事務局	公契連モデルを参考にしている。
委員	措置対象業者から情報報告させるなどの仕組みなどはないのか。
事務局	特にそのような仕組みはない。
委員	停止措置を行ったことで入札参加停止以外のデメリットは入札参加者にあるのか。
事務局	特にない。
委員	全国の措置をデータベースしているようなものはないのか。
事務局	建設業法に基づく行政処分には全国規模のデータベースは存在するが、入札参加停止措置にはそのようなものはない。
委員	措置期間の始期の考え方は？贈賄行為をした後も入札行為を行えたのか。
事務局	入札参加停止期間の始期は、その措置を決定したときとしている。措置するまでの行為は有効な入札行為として取り扱っている。
委員	措置された業者は措置期間満了後の入札で不利に取り扱われるのか。
事務局	措置期間満了後は他の入札参加者と同様に取り扱われる。

議題（２）抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

①番号 81【令和 02 年度第 31-1 号 杣川河川環境保全工事】

甲賀土木事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	地域要件はどのように設定しているのか。工事は完了したか。
発注機関	格付区部に応じて地域指定を入れるなどして設定している。本件は土木 3 号なので土木事務所管内に主たる営業所を有する者としている。工事は完了している。
委員	工事難易度のチェックの際に近隣付近の配慮とあるが本件は配慮しなければならなかった案件か。
発注機関	牛飼工区は近隣に人家は見受けられないが、貴生川工区は人家が近隣にあるので配慮する必要があった。
委員	事後審査型とは何が事後なのか。
事務局	入札参加資格を開札後（事後）に落札候補者のみ行う入札方式である。価格競争の案件を指す。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

②番号 332 【令和 02 年度第 A302-1 号 水口甲南線補助道路整備用地測量業務委託】

甲賀土木事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	入札参加者が 25 者であるが滋賀県には何者ぐらい測量業者がいるのか。
事務局	令和 2 年度では 105 者名簿に登録されていた。
委員	令和 2 年度の県内業者において順位が 50 位以内で評点が 80 点以上の者は県内にどれくらいいるのか。
事務局	50 位以内の者は 80 点以上の評点はあるが他の要件も合致する者はそこから絞られることになる。
委員	応札価格が低入札調査基準価格付近に固まっている。これはどう評価するか
事務局	入札参加者の積算能力から考えると、ある程度設計価格を積算できていると思われるのでこのような結果になると考えられる。低入札価格は最低限品質を確保できるラインと考え設定している。
委員	工事の進捗は。履行期間を延長したときの請負金額の変更はあるのか
発注機関	現在も適切に管理できている。業務委託料は業務にどれだけの手間かが関係しているので本件については履行期間が延長されても基本的に契約金額は影響を受けない。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

③番号 407 【令和 02 年度第 5-10 号 青土ダム下流洪水浸水想定図作成業務委託】

甲賀土木事務所 一般競争入札（特別簡易型）

発注機関	（概要説明）
委員	評価基準について、本件では業者の能力を評価したりして各入札参加者の評価に差が出てきたのか。
事務局	本件は価格や難易度から設定する項目も複雑なものではないため、実施方針や技術能力では差が出にくいものであった。企業能力のうち独自設定項目により差が出たと考えられる。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

④番号 591 【令和 02 年度第 8-号 びわこモーターボート競走場発走用ピット更新工事】

総務部事業課 随意契約

発注機関	（概要説明）
委員	競走場において競技に使用するピットの構造性能等は等しくする必要があり、その様なピットを製造施工できる能力を有するのは特許を持った契約業者のみであるということか
発注機関	そのとおりである。

委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）
-----	-----------------------

⑤番号 7【令和 02 年度第 GU11-19 号 守山栗東雨水幹線出庭 3 工区管渠工事】

下水道課 一般競争入札（特別簡易型）（低入札）

発注機関	（概要説明）
委員	最大加算点の表記はこれで正しいのか。
事務局	本入札方式において最大加算点は最高点から 0.5 点マイナスされるものとなるのでこの表記で正しい。
委員	本件は県内業者で施工できるものなのか。県外業者を下請けとして使うものなのか。
事務局	元請は県内業者で可能と考えられた。工法の一部は県外の業者を下請として使うものもあるが県内業者で可能な業者もある。
委員	設計と施工を分ける理由は。設計業者が入札参加できないこととした理由は何か。
事務局	原則設計と施工は分けるものとなっている。入札の公平性の観点から設計業者は入札に参加できないこととしている。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

⑥番号 243【令和 02 年度第 S201-17 号 大津能登川長浜線補助道路整備工事】

道路整備課 一般競争入札（制限付き）（低入札）

発注機関	（概要説明）
委員	共通仮設費が計上されるのは本件特有のものか
事務局	一般的な公共工事であれば計上されるものであり本件特有のものではない。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

その他

事務局	県と PFI 事業の受注業者の契約段階でダンピング受注であるかの判断をすることは困難であり、PFI 事業には低入札価格調査制度の適用は馴染まないことについて説明。 受注者である SPC と各協力企業との間の契約内容をモニタリング調査することでダンピングがなされていないかの把握はしたいと考えている。今後県のガイドライン等で制定することで実施できる状態にする予定である。
委員長	他の自治体を参考するなどした上で、今後の報告を待つ。
委員	PFI でも予定価格は存在するのか。
事務局	存在する。

以上